

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和5年度鳥取県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱の一部改正について (通知)

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善を支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」を実施しています。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、本補助金の交付を希望される場合は、御確認の上、御申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正概要

令和5年10月1日以降については、以下のとおり補助額等を見直す。

- 新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について補助上限額を設定する。
職員一人につき、1日あたり4千円、1月あたり2万円（日額支給の場合）
1月あたり2万円（月額支給又は時給支給）
- 施設内療養を行った場合の補助について、補助額を見直す（追加補助の場合も同様）。
療養者1人あたり 1日1万円（最大15万円） → 1日5千円（最大7万5千円）
- 同一日に一定数以上の療養者の施設内療養を実施した場合の追加補助について、要件となる人数を見直す。
【小規模施設等（定員29人以下）】同一日に2人以上 → 同一日に4人以上
【大規模施設等（定員30人以上）】同一日に5人以上 → 同一日に10人以上

2. その他

その他、要件の詳細等については、県長寿社会課HPを御確認ください。

県長寿社会課HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/310994.htm>

(担当) 介護保険・施設担当 北村
電 話: 0857(26)7175
ファクシミリ: 0857(26)8168